

CODE OF CONDUCT



行 動 規 範

CEO メッセージ

この度、「PHC グループ行動規範」の改定版を皆さんにお届けできることを大変嬉しく思います。この行動規範は、PHC グループがグローバルヘルスケア企業としてより高い基準で事業活動を行うための原則をまとめた社会との約束です。

2024 年 11 月、PHC グループは、新たなビジョンと価値観を発表し、グローバルに事業展開する日本発のヘルスケア企業として、共通の経営理念、ビジョン、価値観に基づき、高品質な医療を、誰もが身近に享受できる未来の実現を目指すことを打ち出しました。

同時に PHC グループが事業活動を通じてヘルスケアの未来を切り拓いていくためには、社会的責任を担う企業として高い倫理観をもって多様なステークホルダーとの信頼関係を築き、社会への説明責任をしっかりと果たさなければなりません。とりわけ、ヘルスケア業界は、多岐にわたる法令や業界自主規制が定められており、この行動規範はそれを踏まえて作成したものです。この行動規範を実践することで、これらの社会からの要請にもこたえられるものと信じております。

PHC グループの従業員一人ひとりがこの行動規範を理解し、「One PHC」のスローガンのもと一丸となり経営理念を実践して下さることを期待しています。わたしたちの価値観を実践していきましょう。

PHC ホールディングス株式会社

代表取締役社長 CEO

出口 恭子

行動規範の役割・位置づけ

この度、PHC グループ行動規範を大幅に改定しました。この行動規範は PHC グループが掲げる経営理念・ビジョン・価値観を実現・実行するために、PHC グループの従業員一人ひとりが、日々の事業活動・業務を遂行する上で、指針となる内容をまとめたものです。特に、経営理念・ビジョンを実現していくためには、価値観として掲げている、「好奇心」「実行する勇氣」「個の尊重と共創」「高い倫理観」を実践することが重要です。これら価値観を日々の行動・活動において実践するために、皆さんに理解してもらえるようまとめたものが、この PHC グループ行動規範です。

但し、この PHC グループ行動規範において、皆さんが遭遇するすべての場面や状況を網羅することはできません。しかしながら、どのような場面や状況であっても、この行動規範が指針を示してくれると思います。また、グローバルなヘルスケア企業として事業活動を展開している PHC グループにおいては、この行動規範のみならず、事業を展開している各国・各地域において適用される法令等(*)を遵守した行動・活動を皆さんに実行いただきたいと考えます。また、皆さんには、適用される法令等、この行動規範、社内規程等(*)の中で最も厳しい内容を遵守いただき、それに沿った行動・活動をお願いしたいと考えています。

最後に、わたしたちが価値観に掲げる「高い倫理観」にあるように、この PHC グループ行動規範に基づいて、倫理的かつ責任ある行動を行い、それに基づいて、事業活動を実践していくことが重要であり、PHC グループとしての事業を支える基盤となると信じています。わたしたち一人ひとりの日々の行動や事業活動が PHC グループを体現していくこととなりますので、この PHC グループ行動規範に沿った行動・活動を実施していただくよう、お願いします。

*この PHC グループ行動規範においては、次の通り定義します。

法令等 ：適用される国・地域の法令、指令、規制、指針、国際基準・規格、業界コード・ルール等をいう。

社内規程等 ：適用される PHC グループの規程、基準、方針、手順書、作業指示書等をいう。

*各項目に記載している「主な関係法令等」は、適用されるすべての関係法令を網羅するものではなく、また、この行動規範の発行時点の法令に基づき作成しています。その点、ご留意ください。なお、ご不明な点等がございましたら、各地域の法務・コンプライアンス部門にご相談ください。

改定にあたって

2021年に最初のPHCグループ行動規範を制定してから約4年が経過し、この度、あらためてグローバルヘルスケア企業として、PHCグループ行動規範全体を一から見直し、改定することといたしました。改定にあたっては、わたしたちの事業環境や社会からの期待の変化にも対応するものとなりました。また、どの国・地域にも普遍的に適用できる内容となるよう留意するとともに、PHCグループの従業員の皆さんにとって理解しやすい構成・表現となるよう努め、ステークホルダーである「お客様」（「お客様への価値の提供」）、「従業員」（「安全・安心な職場環境の実現」「適法かつ公正な事業活動の推進」）、「会社」（「経営資源の保護」）、「社会」（「社会的責任の実現」）の視点で分類・整理しました。さらに、ヘルスケア事業を担う企業としての視点で全体を再確認し、必要な内容を追加しています。加えて、新たな試みとして各項目に主な関係法令を記載しました。すべての関係法令を網羅するものではありませんが、皆さんのご理解の一助となれば幸いです。

この改定を機に、新たな気持ちでこのPHCグループ行動規範をご一読ください。この行動規範が従業員一人ひとりにとって、経営理念・ビジョン・価値観の実践を支えるものとなり、正しい行動・判断をするための指針となることを願っています。

PHCグループ行動規範作成チーム一同

PHC Group Code of Conduct

Contents

目次

はじめに

CEO メッセージ	2
行動規範の役割・位置づけ	4
改定にあたって	5

お客様への価値の提供

製品・サービスの品質・安全性	8
研究開発	10

安全・安心な職場環境の実現

個の尊重	12
安全で健康的な職場環境	14
情報の管理	15
正確な記録の作成	16
ソーシャルメディアの利用	17

適法かつ公正な事業活動の推進

公正な競争	18
贈収賄及び腐敗行為の禁止	19
データプライバシーと個人情報保護	20
インサイダー取引防止	21



経営資源の保護

会社資産の保護	22
知的財産の保護	23
適切な情報の開示	24
利益相反の回避	25
ビジネスパートナーとの関係	26

社会的責任の実現

人権の尊重	28
社会への貢献	29
環境保全	30
貿易コンプライアンス	32

まとめ

疑問・懸念の提起 (スピークアップ)	34
法務担当役員メッセージ	35



製品・サービスの品質・安全性

わたしたちは、製品・サービスの品質及び安全性を最優先し、
お客様に精緻で信頼性の高いヘルスケア製品とサービスを
提供することで、健康な社会の実現に貢献します。

- 製品・サービスの品質、有効性及び安全性を確保するため、法令等、社内規程等及び許認可の要求事項を満たし、効果的かつ効率的な品質マネジメントシステムの運用を進めます。
- 高品質の製品・サービスを研究機関・医療現場に安定的に提供するため、サプライヤーとともに品質・安全性を担保できるサプライチェーンを確立し、維持します。
- 万が一、製品・サービスの品質や安全性に重大な問題が発生した場合は、お客様へ通知するとともに、他のステークホルダーへも正確かつ透明性をもって関連情報を開示し、被害の拡大防止など適切な措置を講じます。さらに、原因究明を行い、再発防止にも取り組みます。

主な関係法令等

医薬品や医療機器等の品質や安全性の確保に関する法律

日本：薬機法(医薬品医療機器等法)
 米国：FD&C Act (Federal Food, Drug, and Cosmetic Act)
 欧州：MPD (Medicinal Products Directive) (Directive 2001/83/EC)、
 MDR (Medical Device Regulation) (Regulation (EU) 2017/745)
 IVDR (In Vitro Diagnostic Medical Device Regulation) (Regulation (EU) 2017/746)
 中国：薬品管理法、医療機器監督管理条例

製品の欠陥が原因で消費者等に損害が生じた場合に製造者等が損害賠償責任を負うことを定めた法律

日本：製造物責任法 (PL 法)
 米国：製造物責任に関する州法 (State Laws regarding Product Liability)
 欧州：PLD (Product Liability Directive) (Directive (EU) 2024/2853)
 中国：製品品質法、消費者権益保護法



研究開発

わたしたちは、研究者や医療従事者の多様な課題を的確に捉え、革新的なソリューションの創出を通じて、研究機関・医療現場の課題を解決し、患者さんのより良い生活に貢献することを目指して適法かつ倫理的に研究開発に取り組みます。

- 研究設備等の使用等に際しては、法令等及び社内規程等を遵守し、安全と環境に配慮します。
- 臨床研究などにおいては、研究対象者の尊厳及び人権を尊重し、安全性に留意し、プライバシーその他の法的権利を十分に尊重します。また、実験動物を扱う際には「3R原則」(Replacement：代替法の利用、Reduction：使用動物数の削減、Refinement：苦痛軽減を中心とする動物実験の洗練)等の基準に従い、倫理的な取り扱いに留意します。
- 研究成果等の発表や報告に際しては、ねつ造、改ざん、盗用等の不正な行為や、これに加担する行為を行いません。

主な関係法令等

医療や薬品の臨床研究を適切に実施し、その結果を信頼できるものにするための法律

日本：臨床研究法

米国：Code of Federal Regulations Title 21 Parts 50, 54, 56 and 58

欧州：CTR (Clinical Trials Regulation) (Regulation (EU) No 536/2014)

中国：薬品管理法、薬物臨床実験品質管理規範

動物の保護と適正な管理を目的とした法律

日本：動物愛護管理法

米国：AWA (Animal Welfare Act)

欧州：AWD (Animal Welfare Directive)
(Directive 2010/63/EU)

中国：実験動物管理条例

化学物質の安全性を確保するための法律

日本：化審法

米国：TSCA (Toxic Substances Control Act)

欧州：REACH (Registration, Evaluation,
Authorization and Restriction of Chemicals)

中国：新化学物質管理登記弁法



個の尊重

わたしたちは、個々の人々が持つ独自の特性や価値観を認め、異なる
バックグラウンドや意見を持つ個人が互いに尊重され、
公平に扱われる組織づくりを目指します。

- PHC グループでは、多様なコミュニケーションを通じて、差異を理解し受け入れることを学び、成長を助け合うことによって、信頼や協力の文化が醸成され強固なチームワークが生み出されることを促します。
- 組織内で異なる視点が共鳴し合うことで、より豊かなアイデアや解決策が生まれる職場環境の構築を図ります。
- 差別やハラスメントのない健全で良好な職場環境を整備し、ダイバーシティ（多様性）を尊重する組織文化を築きます。
- コミュニケーションスタイルや言語、価値観の違いなどから、日々の業務の中で協力し合うことが困難な状況であっても、PHC グループの従業員一人ひとりが、PHC グループの一員としてお互いに尊重し合えるインクルージョン（包摂性）を推進することによって、すべての個人が課題解決に向けて意見を表明しやすい環境を整えます。
- 異なるバックグラウンドや状況を考慮した活躍と成長の機会（採用、研修、キャリア開発等）を公平に提供することで、エクイティ（機会均等）を実現します。

主な関係法令等

ダイバーシティ（多様性）、インクルージョン（包摂性）、エクイティ（機会均等）に関する法律・ルール

国際基準：国連持続可能な開発目標（SDGs）、国際労働機関（ILO）基準

日本：労働基準法、男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法、育児・介護休業法

米国：Civil Rights Act、ADA（Americans with Disabilities Act）、Rehabilitation Act、Age Discrimination in Employment Act、Genetic Information Nondiscrimination Act、Equal Pay Act、PDA（Pregnancy Discrimination Act）

欧州：European Convention on Human Rights、Charter of Fundamental Rights of the European Union、Equal Treatment Directive（Directive 2006/54/EC）、Equal Pay Directive、Pay Transparency Directive、Gender Equality Directive、Pregnant Workers Directive（Directive 92/85/EEC）

中国：労働法、婦女權益保障法、就業促進法



安全で健康的な職場環境

わたしたちは、一人ひとりが、心身共に安全で健康、かつ、衛生的に働くことのできる快適な職場環境の実現を図ります。

- 日々の安全確保のため、労働安全及び衛生に関する法令等及び社内規程等を遵守します。また、適切に関係当局への報告を行います。
- 会社は従業員と協力し、整理・整頓された安全で衛生的な職場を作り、事故やけがをなくし、災害を最小限に留めるよう努めます。
- 有害物質、危険物質、その他の化学物質の取扱いや機械装置の操作については、安全に配慮した作業手順を適切に定め、教育を実施します。また、従業員は、それらを遵守します。
- 人種、国籍、性別、宗教、信条、出生、年齢、心身の障がい、性的指向による差別及びその他の差別を一切許容しません。また、ハラスメントや攻撃的な言動などのない職場環境を促進します。なお、ハラスメントには、身体的、精神的、性的または経済的な被害を引き起こす行為やその脅威が含まれます。

主な関係法令等

労働者の権利と労働条件を守るための法律・ルール

国際基準：国際労働機関 (ILO) 基準

日本：労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法

米国：National Labor Relations Act, Fair Labor Standards Act, OSH Act (Occupational Safety and Health Act)

欧州：Working Time Directive, Equal Treatment Directive, Framework Directive on Safety and Health at Work

中国：労働法、労働契約法、安全生産法



情報の管理

わたしたちは、PHCグループが保有・管理している情報を適切に利用するとともに、法令等及び社内規程等に則り保護し、情報の紛失、盗難、悪用、不正アクセス、漏洩を防止します。

- 製品情報、営業情報、技術情報、個人情報、業務記録、財務記録など PHCグループが保有する情報を外部からのサイバー攻撃や内部の不正利用・漏洩等から保護するため、適切な措置を講じます。
- 機密情報を正しく識別し、漏洩や毀損が発生することのないよう適切な予防措置を講じます。
- 他社から入手した機密情報については、自社の情報と混同しないよう区別し、適切に管理します。

主な関係法令等

市場での競争において公正な方法で競争することを促進し、不正な手段による競争を防ぐための法律

日本：不正競争防止法

米国：DTSA (Defend Trade Secrets Act)、UTSA (Uniform Trade Secrets Act)、
EEA (Economic Espionage Act)、FTC Act (Federal Trade Commission Act)

欧州：TSDEU (Trade Secrets Directive) (Directive (EU) 2016/943)

中国：反不正当竞争法

サイバーセキュリティ対策の
基本的な方針や枠組みを定めた法律

日本：サイバーセキュリティ基本法

米国：CISA
(Cybersecurity Information Sharing Act)

欧州：EU Cybersecurity Act

中国：サイバーセキュリティ法

インターネットやコンピュータシステムの
不正利用を防止するための法律

日本：不正アクセス禁止法

米国：CFAA (Computer Fraud and Abuse Act)

欧州：Directive on attacks
against information systems

中国：サイバーセキュリティ法



正確な記録の作成

わたしたちは、事業に関連する様々な情報を誠実かつ正確に記録し、お客様、株主、投資家、会計監査人、規制当局を含む PHC グループのあらゆるステークホルダーの信頼を維持するよう努めます。

- 日常の業務で作成する書類・データの作成・記録は、法令等及び社内規程等に従い適時かつ正確に行い、適切に保管します。
- 記録のねつ造、改ざん、不適切な破棄、隠ぺい等は一切行いません。

主な関係法令等

正確な記録の作成、保管・保持を求める法律

日本：会社法、金融商品取引法

米国：Delaware General Corporation Law、SOX (Sarbanes-Oxley Act of 2002)、Securities Exchange Act of 1934

欧州：EU Company Law Directives、Transparency Directive、EU Audit Directive、MAR (Market Abuse Regulation)

中国：公司法、証券法、会計法



ソーシャルメディアの利用

わたしたちは、ソーシャルメディアをお客様、株主、投資家、従業員、ビジネスパートナーなどのステークホルダーと情報を共有するための有用なコミュニケーションツールとして適切に活用します。

- PHC グループの価値を毀損することのないよう留意し、外部への公開が承認されていない内部情報や事実と異なる情報、誤解を招くような情報は投稿、共有しません。
- 投稿に際しては、お客様及び関係者のプライバシーに配慮し、また、名誉毀損や誹謗中傷等は厳に慎みます。

主な関係法令等

他人の名誉を傷つけるような発言や投稿を規制する法律

日本：インターネット上の誹謗中傷・名誉毀損に関する法律

米国：CDA (Communications Decency Act)、名誉毀損を禁止する州法 (State Laws prohibiting Defamation)、サイバーいじめに関する州法 (State Laws Regarding Cyberbullying)

欧州：GDPR (General Data Protection Regulation)、ECHR (European Convention on Human Rights)、Defamation Act 2013 (英国)、StGB (刑法／ドイツ)、Penal Code (刑法／ポーランド)、Civil Code (民法／ポーランド)、Penal Code (刑法／フランス)、Civil Code (民法／フランス)

中国：刑法、民法典、治安管理処罰法



公正な競争

わたしたちは、公正かつ自由な競争を尊重し、提供する製品・サービスの品質と価値をもって誠実な事業活動を行います。

- 独占禁止法、競争法等や業界ルールなどの法令等を遵守し、公正かつ自由な競争を行います。
- 競合他社と価格、コスト、生産量、取引条件等の情報の交換や協議、競争を制限する取り決めや合意、またそのような疑いを招く行為を行いません。
- 競合他社を誹謗・中傷しません。
- 製品・サービスの販売促進において、事実に反する表現や誤解を与える表現の使用や不完全な内容の記載を行いません。
- お客様の適正な選択を歪める恐れのある不当な景品やサービス等の提供及び寄付を行いません。
- 医療機関・医療従事者等との関係において透明性及び信頼性を確保するため、法令等及び社内規程等に従い、必要に応じ、支払いなどに関する情報を開示します。

主な関係法令等

市場での公正な競争を維持するための法律

日本：独占禁止法

米国：Sherman Antitrust Act、
Clayton Antitrust Act、
Federal Trade Commission Act

欧州：EU Competition Law

中国：独占禁止法

消費者が正しい情報をもとに商品やサービスを選べるようにするための法律

日本：景品表示法

米国：Federal Trade Commission Act、
Lanham Act

欧州：Unfair Commercial Practices Directive

中国：消費者權益保護法、反不正當競爭法



贈収賄及び腐敗行為の禁止

わたしたちは、公正かつ誠実な事業活動を行い、
贈収賄や腐敗行為を決して許容しません。

- 公務員、政府関係者、医療従事者、医療機関等及びその他の第三者に対し、直接または間接を問わず、不適切な金銭の支払いや便宜の供与は行いません。
- 国・地域の慣習・文化を尊重した贈答品、飲食、接待、娯楽の提供等は許容しますが、法令等及び社内規程等に則り、華美過大でなく、社会的儀礼として認められた範囲とします。
- 贈収賄や腐敗行為を行う代理店やコンサルタント等とは取引しません。
- 自らの業務上の判断に影響を及ぼし得る不適切な贈答品、飲食、接待、娯楽の提供等を受け取りません。業務上、食事やイベントに招待される場合であっても、法令等及び社内規程等に則り、華美過大でなく、社会的儀礼として認められた範囲とします。

主な関係法令等

市場での競争において公正な方法で競争することを促進し、不正な手段による競争を防ぐための法律

条約：OECD 外国公務員贈賄防止条約

日本：不正競争防止法、刑法

米国：FCPA (Foreign Corrupt Practices Act)、Anti-Kickback Statute

欧州：UKBA (UK Bribery Act) (英国)、StGB (刑法／ドイツ)、Penal Code (刑法／ポーランド)、Sapin II Act (フランス)

中国：刑法、反不正当竞争法、監察法



データプライバシーと個人情報保護

わたしたちは、個人情報保護及びプライバシーに関する法令等に従い、お客様、患者さん、医療従事者、ビジネスパートナー、株主、従業員のプライバシーと個人情報の保護に尽力します。個人情報とプライバシーの保護の原則を尊重し、ステークホルダーの皆さんからの PHC グループ及びわたしたちの個人情報取り扱い業務への信頼を確かなものとしていきます。

- 収集と利用 : 特定かつ業務上正当な目的のために必要な個人情報のみを収集し、取り扱います。保有する個人情報は、可能なかぎり正確かつ最新の状態に保つとともに、機微な個人情報には特別な保護を施します。
- セキュリティ : 「情報の管理」の項の規範に従い、不正アクセス、侵害、不正使用から個人情報を保護します。
- アクセス : 許可された者のみが個人情報にアクセスできるよう制限します。
- 提供 : 必要かつ適法な場合にのみ、社内外への個人情報の提供を行います。
- 保有 : 業務上または法令上必要な期間のみ、個人情報を保有します。
- 本人の権利 : 本人が個人情報保護法に基づく権利を行使できるようにします。

主な関係法令等

個人のプライバシーを守るために制定された法律

日本 : 個人情報保護法

米国 : CCPA (California Consumer Privacy Act)、個人情報及びプライバシーの保護に関する州法 (State Laws regarding data protection and privacy)

欧州 : GDPR (General Data Protection Regulation)、UK GDPR (United Kingdom General Data Protection Regulation)、the Swiss Federal Data Protection Act (スイス)

中国 : 個人情報保護法



インサイダー取引防止

わたしたちは、株価に影響を与えうる未公表の重要事実（一般に公開されていない重要な情報）の取り扱いに留意し、インサイダー取引を行いません。なお、未公表の重要事実にはPHCグループの情報のみならず、他社の情報を含みます。

- 未公表の決算、提携合併、資産買収、発表予定の新製品等の情報は、株式やその他の有価証券の売買の意思決定に影響を及ぼし得る情報であるため、みだりに他人に漏らすことなく、法令等及び社内規程等に則って管理します。
- 未公表の重要事実に基づいて、株式やその他の有価証券の売買を行いません。
- 未公表の重要事実を知りながら、他者に利益を得させることや損失を回避させることを目的として、他者へ未公表の重要事実を提供したり、株式やその他の有価証券の売買を推奨したりしません。

主な関係法令等

投資家を保護し、公正で透明性の高い金融市場を維持することを目的とする法律

日本：金融商品取引法

米国：Securities Exchange Act of 1934

欧州：MAR (Market Abuse Regulation)

中国：証券法



会社資産の保護

わたしたちは、PHCグループが保有する有形・無形の資産は、会社の事業のためにあることを理解し、適正に管理し、有効に活用します。

- 会社資産の紛失、破損、盗難、不正アクセス、誤用に十分に留意し、有効に活用します。
- 会社資産は事業活動の目的にのみ使用します。外部への持ち出し、処分、私的利用を行う場合は、会社の必要な承認を得ます。
- 他社からお預かりした有形・無形の資産について、自社の資産と混同しないよう区別し、適切に管理します。

主な関係法令等

市場での競争において公正な方法で競争することを促進し、不正な手段による競争を防ぐための法律

日本：不正競争防止法

米国：DTSA (Defend Trade Secrets Act)、UTSA (Uniform Trade Secrets Act)、
EEA (Economic Espionage Act)

欧州：TSDEU (Trade Secrets Directive) (Directive (EU) 2016/943)

中国：反不正当竞争法



知的財産の保護

わたしたちは、研究開発や営業活動、その他事業活動を通じて創出される知的財産を適切に権利として保護し、またそれらを有効に活用することで、事業の競争優位性の確保・維持に貢献します。

- PHC グループの知的財産を適切に権利化し、積極的に保護するとともに最大限活用することに努めます。
- 他者の知的財産権を尊重し、侵害しません。

主な関係法令等

知的財産権を保護するための法律

日本：特許法、商標法、意匠法、著作権法

米国：Patent Act (35 U.S.C)、Lanham Act、Copyright Act

欧州：EPC (European Patent Convention)、EUTM (EU Trademark)、
Registered Community Design (Council Regulation (EC) No 6/2002)、
Copyright and InfoSoc Directive (2001/29/EC)

中国：専利法、商標法、著作権法



適切な情報の開示

わたしたちは、株主、投資家、その他のステークホルダーに対する
アカウンタビリティ（説明責任・成果責任）を果たすため、必要な
情報の適切な開示を図り、経営の透明性を高めていきます。

- 事業活動、業績、財務状況及び組織体系に関する情報は法令等及び社内規程等に従って、適時かつ適切に開示します。

主な関係法令等

金融商品市場の公正性と透明性を確保するために、重要な情報の開示を義務付けた法律

日本：適時開示規則、金融商品取引法

米国：Securities and Exchange Commission (SEC) Rules and Regulations

欧州：CSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive)

中国：証券法



利益相反の回避

わたしたちは、PHC グループの利益と役員・従業員の個人的利益の衝突を避け、事業活動においては、PHC グループのために行動します。

- 取引先や関係先等の役職に就任するなどの兼業または副職を行う場合、会社の許可を得ます。
- 利益相反が生じうる状況が発生した場合、役員・従業員は、その事実を社内規程等に従い会社に開示し、業務上の判断に影響が出ることのないよう、適切に管理します。
- 役員・従業員やその親族が経営する企業との取引は、原則として避け、やむを得ず取引する場合も法令等及び社内規程等を遵守し、公正な取引となるよう十分に留意します。

主な関係法令等

会社の利益と対立する個人的な利益を持つ取引を行うことを規制した法律

日本：会社法

米国：SOX (Sarbanes-Oxley Act of 2002)、DGCL (Delaware General Corporation Law)

欧州：EU Company Law Directive (2017/1132)

中国：公司法



ビジネスパートナーとの関係

わたしたちは、取引を行うビジネスパートナーに対して
「高い倫理観」に基づく誠実な活動を求めます。

- PHC グループの価値観及びサステナビリティの取り組みを理解し、それらに沿った活動を行うよう、ビジネスパートナーに求めます。
- サプライチェーンのあらゆる場面において人権の尊重、環境の保全、贈収賄及び腐敗行為の防止、法令等の遵守等の社会的責任を果たすよう、ビジネスパートナーに求めます。
- サプライヤーサーベイ等を通じてビジネスパートナーの事業活動を継続的に評価し、必要に応じ改善を求めます。
- ビジネスパートナーに対して、優越的な地位を利用した不当な取引条件の強要などを行いません。
- 反社会的勢力及び犯罪組織とは一切関係を持ちません。

主な関係法令等

優越的地位の濫用を禁止するための法律

日本：独占禁止法、下請法

米国：Sherman Antitrust Act、Clayton Antitrust Act、Federal Trade Commission Act、Robinson-Patman Act

欧州：EU Competition Law

中国：独占禁止法、反不正当竞争法



人権の尊重

わたしたち PHC グループの事業活動が、グローバルに
発展することに伴い、社会環境や様々な国や地域社会に
及ぼす影響はより一層拡大しています。

- 事業活動における直接的な人権侵害行為を排除するにとどまらず、PHC グループの事業が、サプライチェーンやその他のビジネス上の関係において、間接的に人権への負の影響を与えるリスクも軽減・防止することに継続的に取り組みます。
- 企業の責任として、児童労働や強制労働、人身売買などあらゆる形態の搾取的労働慣行の廃絶を目指して、公正な労働慣行の実現に向けて尽力します。

主な関係法令等

人権に関する法律・ルール

国際基準：国連ビジネスと人権に関する指導原則、OECD 多国籍企業行動指針

日本：労働基準法、男女雇用機会均等法

米国：Civil Rights Act、ADA (Americans with Disabilities Act)、Fair Labor Standards Act

欧州：European Convention on Human Rights、
Charter of Fundamental Rights of the European Union

中国：労働法、婦女權益保障法



社会への貢献

わたしたちは、グローバルヘルスケア企業として、
事業活動を行う中で社会に貢献したいと考えています。

- 健康を願うすべての人々のために、質の高い製品やサービスを生み出す研究開発に取り組み、それらの提供に努めることで、社会的責任を果たす企業となることを目指します。
- 精緻なものづくり、イノベーション、そして、PHCグループの多様な事業から生まれる相乗効果といった強みを生かして、研究者や医療従事者と連携し、患者さんが最も必要とする精緻な医療技術やより良い医療サービスを提供します。



環境保全

わたしたちは、PHC グループにとって、環境を保護することは、法的
または社会的な義務であるだけでなく、事業を推進する上で
欠くことのできない重要な取り組みであると考えています。

- 持続可能な環境を実現するために、エネルギーの効率的な利用や環境に配慮した製品開発を行うなど、様々な施策を通じて環境負荷低減に努め、地球環境の保全に取り組めます。

主な関係法令等

環境保全に関する基本的な方針・枠組みを定めた法律

日本：環境基本法
 米国：National Environmental Policy Act
 欧州：Environmental Action Programme
 中国：環境保護法

廃棄物の処理・保管・運搬・処分などに関するルールを定めた法律

日本：廃棄物処理法
 米国：RCRA (Resource Conservation and Recovery Act)
 欧州：Waste Framework Directive (2008/98/EC)
 中国：固体废物污染环境防治法

地球温暖化を防ぎ、気候変動の影響を軽減するための法律

条約：気候変動枠組条約
 なお、年1回、「気候変動枠組条約」参加国によりCOPと呼ばれる会議が開催されています。

日本：地球温暖化対策推進法、再生可能エネルギー特別措置法、省エネ法

米国：Clean Air Act、Inflation Reduction Act、EPAct (Energy Policy Act)

欧州：European Climate Law、EU ETS (Emissions Trading System)、RED II (Renewable Energy Directive)、EED (Energy Efficiency Directive)

中国：炭素排出権取引暫定管理条例、再生可能エネルギー法、エネルギー保存法



貿易コンプライアンス

わたしたちは、国際的な事業活動において貿易取引に関する法令等を遵守することにより、大量破壊兵器等(核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル)の開発、製造、使用、貯蔵またはそれらにかかわる活動を行っている国・地域やテロリスト等による国際的な脅威を未然に防止し、国際的な平和と安全の維持に貢献するとともに、さらに、PHC グループが懸念取引等に巻き込まれるリスクを回避します。

- 製品・サービスに加えて、原材料やソフトウェア、技術データなども規制の対象となりうることを理解し、輸出入関連の法令等及び社内規程等を遵守します。
- 製品・サービス等が規制対象か否かを把握し、取引先・需要者、用途を把握のうえ、取引や輸出入の可否を慎重に審査し、必要に応じ規制当局や税関の許認可を取得します。
- 資金洗浄(マネーロンダリング)やテロ組織への資金供与の防止のため、取引の透明性を確保し、疑わしい取引を監視・報告します。
- 有償・無償、数量、物品の種類、輸送手段にかかわらず、輸入手続きの開始に先立ち、法令等及び社内規程等(医療機器、化学物質、動物検疫等に係る規制を含む)に準拠していることを確認し、適切な輸出入の通関手続きを行います。

主な関係法令等

国際的な安全保障体制に貢献し、国内外の平和と安定を維持することを目的とした法律

条約等：核兵器禁止条約、生物兵器禁止条約、
化学兵器禁止条約、
ワッセナー・アレンジメント

日本：外国為替及び外国貿易法

米国：EAR (Export Administration Regulations)

欧州：Dual-Use Regulation、Common Military List of the European Union

中国：輸出管理法

貿易管理の観点から特定の商品の輸出入を管理し、違法な取引を防止するための法律

日本：関税法

米国：Tariff Act of 1930

欧州：UCC (Union Customs Code)

中国：関税法



疑問・懸念の提起(スピークアップ)

わたしたちが法令等に違反したり、倫理にもとる行動を取ると PHC グループのみならず、様々なステークホルダーに深刻な不利益をもたらす可能性があります。PHC グループへの信頼を維持し、事業活動を行う上で高い透明性を確保するためには、従業員の皆さんが不正な行為や倫理にもとる行為・行動などを発見した際に積極的に疑問・懸念の声をあげていただくことが必要です。それが、問題の芽を早期に発見し自浄作用をもって解決するための手助けとなります。

もし、法令等やこの PHC グループ行動規範、社内規程等への違反やその恐れのある行為に気がついた場合は、放置せず、速やかに上司や近くの職場の責任者または定められた窓口で報告・相談してください。内部通報窓口を利用して、匿名での報告・相談することもできます。

誠意をもってこれらの報告・相談・通報を行ったこと、調査に協力したことを理由とした不利益な取り扱いや報復行為は PHC グループとして許容しません。また、これらの不利益な取り扱いや報復行為は、法令等及び社内規程等においても禁止されています。

PHC グループは疑問や懸念を提起する従業員やビジネスパートナーを守ります。積極的に声を上げてください。

報告・相談する窓口

- ・直属の上司
- ・近くの職場の責任者
- ・人事部門
- ・法務・コンプライアンス部門
- ・PHC グループ CEO または執行役員
- ・PHC グループ 監査役会メンバー
- ・通報窓口 ヘルプライン

<https://www.phchd.com/jp/sustainability/governance/helpline>

主な関係法令等

企業や組織内での不正行為や違法行為を内部から告発した人(公益通報者)を保護するための法律

日本：公益通報者保護法

米国：Whistleblowing Protection Act of 1989、Occupational Safety and Health Act of 1970、SOX (Sarbanes-Oxley Act of 2002) 等

欧州：Whistleblowing Directive (Directive (EU) 2019/1937)

中国：労働法、治安管理处罰法

法務担当役員メッセージ

2022年に法務担当役員に就任して以来、重要視してきた事項の一つがPHCグループ行動規範の改定でした。2014年にパナソニックグループをカーブアウトしてから2021年に東京証券取引所への上場を果たすまでの道のりの中で、PHCグループの行動規範が策定されましたが、よりシンプルで分かりやすく、またグローバルなヘルスケア企業に相応しい新しい行動規範にしたいと考えていました。この程、それらの想いに沿った行動規範に改定することができたと思います。

作成にあたっては、米国及び EMEA の法務責任者を含む法務・コンプライアンス部門のメンバーとたくさんの議論を重ね、また PHC ホールディングス本社職能の意見も聴取して案を練り上げました。新しい行動規範の作成にご協力いただいたすべての方々のご尽力に感謝します。

この新しい PHC グループ行動規範が、社員の皆さんにとって、日々の活動における指針を示すものとなることと信じています。また、新たな試みとして、各項目に主要な関係法令も掲載しました。少しでもこの行動規範の理解を深めるための助けとなれば幸いです。

わたしたち一人ひとりがこの行動規範を十分に理解し、行動規範に沿った日々の活動を実践することにより、PHC グループの信用と評価を高めることができるよう、願っています。

PHC ホールディングス株式会社
法務担当役員
平嶋 竜一

